

日理協 23 第 147 号

2023 年 7 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
永 岡 桂 子 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀



2024 年度予算概算要求に向けての要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2024 年度予算概算要求につきまして、別添えの通り要望を提出いたします。また予算成
立後、速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

記

1. 障害(発達障害を含む)に関する専門知識を有する理学療法士の文部科学省内への配置
2. 特別な支援を必要とするこどもへの切れ目のない支援体制の強化
3. 運動器検診の事後措置における理学療法士の活用
4. 理学療法士養成教育のさらなる高度化に向けた省内検討会の設置

各項目の詳細は別添参照

以上

2024 年度予算概算要求に向けての要望事項

1. 障害（発達障害を含む）に関する専門知識を有する理学療法士の文部科学省内への配置

【要望先：初等中等教育局】

医療的ケアを必要とするこどもへの支援、障害を有するこどもの発育・発達支援、こどもの運動器など心身の健康増進、こどもの虐待への適切な対応、家庭の貧困対策など、こどもに関わる課題は広範囲にわたっています。また、障害をもつ児童が虐待やいじめを受けやすいことなど、これらの課題は相互に関連する問題でもあります。

障害や発達に課題のあるこどもを含め、一人ひとりの健やかな成長を社会全体で支援していくために、学校保健等の現場を指導・助言・監督する文部科学省においても、障害（発達障害を含む）に関する専門知識および現場経験のある理学療法士を配置し、現場のニーズに即した政策をより強力に推進していただくよう要望します。

2. 特別な支援を必要とするこどもへの切れ目のない支援体制の強化

【要望先：初等中等教育局】

特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領では、幼児、児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めするなどして、適切な指導ができるようにすることが定められています。個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて特別支援教育に必要となる専門の医師や理学療法士の常勤配置・派遣に必要な予算の確保を要望します。

3. 運動器検診の事後措置における理学療法士の活用

【要望先：初等中等教育局】

真っ直ぐ立ってられない児童や、和式トイレにしゃがむことができない児童、運動のし過ぎによる関節痛を訴える児童など、運動器に関わるこどもの問題は近年増加しており、学校現場における早期発見と予防策の導入強化が必要です。そのための児童生徒さらには教職員や外部指導者をも対象とした健康教育や運動指導に対して運動器の専門家である理学療法士が協力、支援する体制を推進するとともに、その運用費の確保を要望します。

4. 理学療法士養成教育のさらなる高度化に向けた省内検討会の設置

【要望先：高等教育局】

国際的に理学療法士養成教育課程の4年制化が進む中、我が国の養成教育課程は3年制となっています。理学療法の適応場面は社会的なニーズの高まりから広まっており、現在の3年制教育では十分にカバーできないとの懸念が、自由民主党政務調査会厚生労働部会リハビリテーション小委員会にて指摘されています。現状の理学療法士の活動に見合った養成教育課程の検討や OECD 諸国をはじめとする世界の理学療法教育との格差是正を図る観点から、我が国の理学療法士養成教育のさらなる高度化に関して議論する検討会を文部科学省内に設置することを要望します。